⑺　手続における交渉の意図の有無　無
⑻　契約書の作成の要否　要
⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　上記⑾の資格の認定に係る申請は、次の場所において随時受け付ける。〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）
⒀　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masako Natori, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the buildings for the Oshima Branch Detention House
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　28 January, 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 15 : 00　3 March, 2015 (tenders submitted by mail should be reached before 15 : 00　3 March, 2015, only registered mail is acceptable)
⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3580―4111 (ext2249, 2265)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成26年度一般会計補正予算（第１号）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
平成27年1月16日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　名執　雅子
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第11号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪拘置所仮庁舎等新営（建築）工事
⑶　工事場所　大阪府大阪市都島区友渕町１―6
⑷　敷地面積　60,491㎡（全体敷地面積）
⑸　工事内容
ア　棟名　仮庁舎　建物用途　庁舎　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　462㎡　延べ面積　1,366㎡
イ　棟名　仮渡り廊下⑴　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　126㎡　延べ面積　126㎡
ウ　棟名　仮渡り廊下⑵　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　87㎡　延べ面積　174㎡
エ　棟名　仮渡り廊下⑶―１　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　120㎡　延べ面積　240㎡
オ　棟名　仮渡り廊下⑶―３　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　37㎡　延べ面積　37㎡
カ　棟名　仮渡り廊下⑶―４　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　26㎡　延べ面積　26㎡
キ　棟名　仮階段⒜　建物用途　階段　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　16㎡　延べ面積　０㎡
ク　棟名　仮階段⒝　建物用途　階段　構造・階数　Ｓ造５階　建築面積　19㎡　延べ面積　０㎡
ケ　工事種目　建築一式工事
コ　その他　近隣家屋調査、土壌汚染調査・土壌汚染処理、取壊し、レンガ混じりガラ除去、仮設
サ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　平成28年９月30日まで（指定部分（仮庁舎、仮渡り廊下⑴、仮渡り廊下⑵、仮渡り廊下⑶―１、仮渡り廊下⑶―３、仮渡り廊下⑶―４、仮階段⒜、仮階段⒝）については、平成28年４月24日まで）
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート約485㎥、鉄筋約44ｔ、鉄骨約118ｔ、ガラス約150㎡
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の平成25・26年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。
⑷　平成11年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。
また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
ア　同種工事
⑺　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上
Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
ＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
⑼　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上
⑸　工事種目　建築一式工事
イ　類似工事
⑺　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上
Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
ＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
⑼　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上
⑸　工事種目　建築一式工事